

自転車等放置禁止・規制区域の 見直しについて【協議】

交通政策課 管理係

清水まちづくり推進課 総務係・交通施設管理係

目次

1. 放置自転車対策事業の現状
2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について
3. 草薙駅北口の自転車等放置規制区域への指定について

1. 放置自転車対策事業の現状

1. 放置自転車対策事業の現状

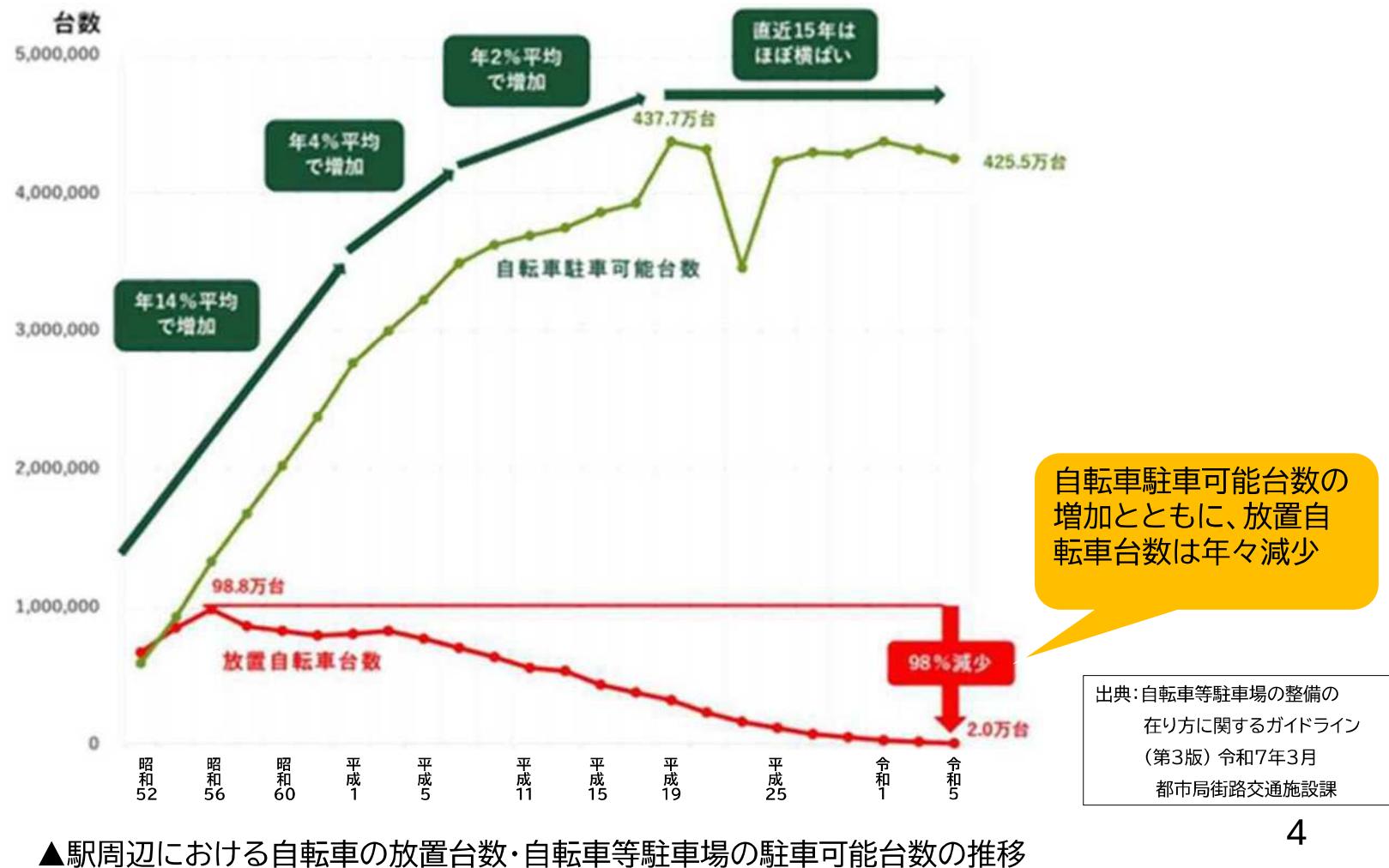
(1) 放置自転車対策の背景と近年の傾向(全国)

○昭和55年 放置自転車が全国的な社会問題

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が制定

○昭和56年 放置自転車台数が全国でピーク 98万台

○平成5年 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」へと改正



1. 放置自転車対策事業の現状

(2) 放置自転車対策の背景 (静岡市)

昭和50年頃 平坦で温厚な静岡市においては、自転車保有台数が爆発的に増加。量の増加とともに、「走るルールと置くマナー」の低下が進行、交通対策上、深刻な問題化。

- 昭和54年 自転車駐車状況実態調査、自転車駐車施設整備計画策定
- 昭和55年 自転車駐車場施設整備に着手(以降、逐次整備)
- 昭和57年 静岡市自転車等駐車場条例制定
- 昭和63年 静岡市自転車等放置防止対策推進協議会発足(放置自転車対策の検討)
(警察、道路管理者、鉄道、バス事業者、商店会、学校、自転車利用者が参加)
- 平成 元年 静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例制定
静岡市自転車等駐車場条例改正
(市営駐輪場の有料化、自転車駐車場付置義務の設定)
- 平成 2年 自転車等放置禁止区域、規制区域指定



駐輪場所の確保(公共駐輪場、附置義務駐輪場)と放置自転車対策事業の推進

=駐輪環境の提供と規制の両輪で自転車マナーの向上を展開

1. 放置自転車対策事業の現状

(2) 放置自転車対策の背景 (静岡市)

○昭和48年 広報しづおか1面

「自転車通勤バンザイ!!」バイコロジー運動を進めよう

(社会背景) 自動車による大気汚染、交通事故等の増加 ⇒ 自転車利用の推進、マナー啓発

「自転車王国しづおか」 保有台数1台/1.6人 全国平均は1台/3.5人

No.433 (版面1面・163余行) 昭和48年(1973)8月15日

発行 県議会議事堂 (平120・豊岡2番町1号・34-311) 郵便 情報局(123)

静岡市人口 233,024人 市 220,742人 総 435,766人 (世帯数) 120,226 (68,4,1戸数)

自転車台数 1,012人 +288人 -279人 1,322

広報 しづおか

自転車通勤バンザイ!!
バイコロジー運動を進めよう

自転車道の整備や
専用レーンづくりも計画

■ちょっとくらい…と思う気持がこんな状態を

1. 放置自転車対策事業の現状

(2) 放置自転車対策の背景 (静岡市)

○(左)昭和56年 広報しづおか

「放置自転車の問題について特集」

○(右)昭和63年 広報しづおか

点字ブロック上や車道にまではみ出る自転車。二人が並んで歩道上を歩くことが困難。

昭和56年広報しづおか



町にあふれた みんなの足

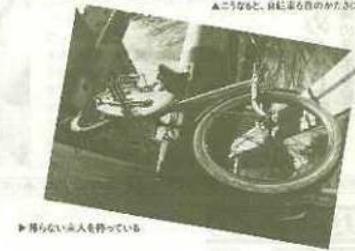
自転車が泣いている



▲なぜ、倒れてしまったのか……



▲どうなって、自転車のかけは



● 何もないふ人を持っている

昭和63年広報しづおか



ここに置いたのだ～れ?!



新静岡センター付近・午前6時



新静岡センター付近・午後3時



静岡の街の豊さがあり、駅周辺や繁華街には自転車やバイクがあふれています。歩道には放置2輪車が雖然と散らばり、点字ブロックの上にまで置かれているところもあります。また、車道にはあだしたもののは、車のバーティングエリアを占領しているほどです。2人並んでのワインに・ショッピングなどとても大変です。美しく癪的な街をとりもどすのにはどうしたらよいのでしょうか。今回は、放置2輪車の問題について考えてみました。



奥服町札の辻・午前6時

7



奥服町札の辻・午後3時

1. 放置自転車対策事業の現状

(2) 放置自転車対策の背景 (静岡市)

○昭和62年度世論調査結果では、

- ・「まちの美しさを損ねているものは？」 ⇒ 50%以上の方が「放置自転車」と回答
- ・「まちを美しくするためには何が必要か？」 ⇒ 60%近い方が「放置自転車の撤去」と回答

Q 静岡市の今の街並みを考えたとき、まちの美しさを特に損ねていると思うものを1つ選んでください。

項目	N=2,454件
放置自転車	53.3%
電柱・電線	10.2
まちに捨てられたゴミ	8.9
河川などのゴミ	8.1
広告・看板	6.5
歩道上での商品陳列	5.6
特になし	2.4
分からぬ	1.3
無回答	1.9

Q あなたは、まちを美しく潤いのあるものとするために、何が必要だと思いますか？3つ以内で回答してください。

項目	N=2,454件
放置自転車を撤去する	59.2%
街路樹など緑を増やす	46.9%
電柱を撤去し電線を地下に埋める	40.0
美しい道路を作る	30.4
公園、広場などを増やす	28.7
河川などの水辺の整備	23.9
屋外広告物や看板などの大きさや形の指導	18.8
その他	3.3
分からぬ	0.9
回答なし	0.9

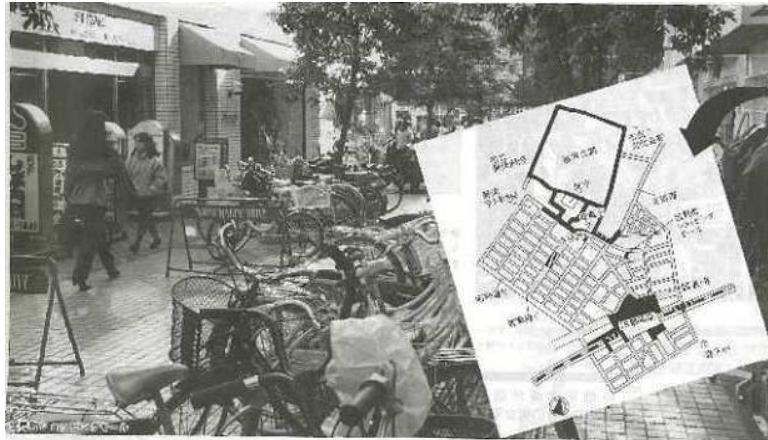
1. 放置自転車対策事業の現状 (2) 放置自転車対策の背景 (静岡市)

○平成2年2月 広報しづおか1面

「美しいまちを目指し 自転車条例スタート」

(放置対策)指導、撤去、保管

(駐輪環境)定期利用受付開始、自転車駐車場設置義務、市営駐輪場の有料化



4月1日 自転車条例スタート

3月18日日から 自転車等駐車場の定期利用を受け付けます

放置禁止区域・規制区域が
指定されました

《禁止区域》 未承認の区域には、あきらかに
公に立ち向かはれては

当該車両が運転規制区域（A）では一規制門（黄色表示門）以上設置した場合に黄色表示門

〈区域外〉

《市営駐車場》 10時半~11時半 12時半~1時半 1時半~2時半

過去・保管料 月額率1,000円、医療機器料金1,500円

自転車等駐車場の設置が義務付けられました

1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

駐輪場所の確保(公共駐輪場、附置義務駐輪場)と放置自転車対策事業の推進

= 駐輪環境の提供と規制の両輪で自転車マナーの向上を展開

駐輪環境の提供

静岡市自転車等
駐車場条例

(設置)

第1条 静岡市は、自転車等の駐車を容易にして市民の利便に資するとともに、市街地における自転車等の駐車秩序の確立を図り、もって道路交通の円滑化に寄与するため、自転車等駐車場を設置する。



①市営駐輪場の整備

放置自転車の規制

静岡市自転車等の秩序条例に関する条例
(平成2年制定)

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより、良好な都市環境を保持し、安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

第3章 自転車等駐車場の設置義務
・施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置

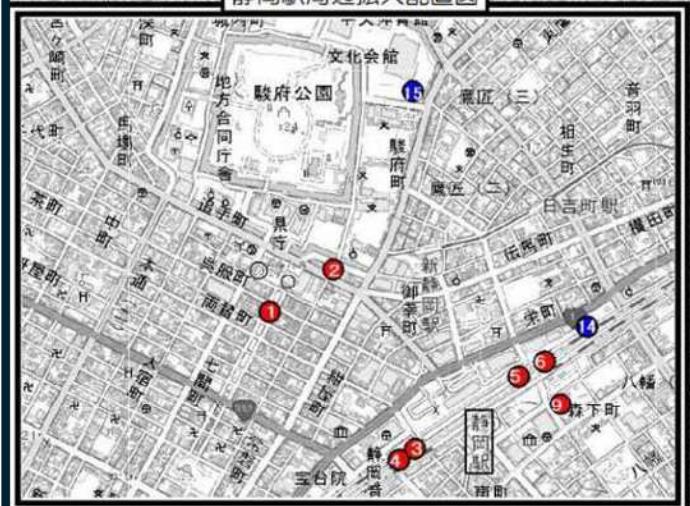
第9条 都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域内において、別表中の用途に供する施設で一定の店舗面積等の規模のものの新築等をしようとする者は、～中略～自転車等駐車場を設置しなければならない。

第4章 自転車等の放置防止
・放置禁止区域及び放置規制区域の指定
・自転車等の放置の禁止
・放置されている自転車等の措置
・撤去した自転車等の措置



③放置自転車に対する
指導／撤去業務

静岡駅周辺拡大配置図



凡例

- 有料駐輪場
- 無料駐輪場

※数字：施設番号

駐輪場整備状況

番号	駐輪場名	区分
1	青葉通り自転車等駐車場	有料
2	追手町自転車等駐車場	有料
3	黒金町西第1自転車駐車場(自転車のみ)	有料
4	黒金町西第2自転車等駐車場	有料
5	黒金町東第1自転車等駐車場	有料
6	黒金町東第2自転車等駐車場	有料
7	東静岡駅北口自転車等駐車場(自動二輪可)	有料
8	東静岡駅南口自転車等駐車場	有料
9	森下町自転車等駐車場	有料
10	安倍川駅西口自転車等駐車場	有料
11	用宗駅自転車等駐車場	無料
12	安倍川駅自転車等駐車場(パルおさだ)	無料
13	安倍川駅自転車等駐車場(みずほ)	無料
14	黒金町路上自転車等駐車場	暫定
15	駿府町自転車等駐車場	暫定
16	清水駅西口第1自転車等駐車場	有料
17	清水駅西口第2自転車駐車場	有料
18	清水駅東口自転車等駐車場	有料
19	草薙駅前西自転車等駐車場	有料
20	草薙駅北口自転車等駐車場	有料
21	由比駅前自転車等駐車場	有料
22	清水桜橋自転車等駐車場(東側)	無料
23	清水桜橋自転車等駐車場(西側平屋)	無料
24	清水桜橋自転車等駐車場(西側2階)	無料
25	清水桜が丘自転車駐車場	無料
26	清水狐ヶ崎自転車等駐車場(南)	無料
27	清水狐ヶ崎自転車等駐車場(北)	無料
28	草薙駅前東自転車等駐車場	無料
29	蒲原駅西自転車等駐車場	無料
30	蒲原駅東自転車等駐車場	無料
31	新蒲原駅前自転車等駐車場	無料
32	清水橋下自転車等駐車場	暫定
33	新清水駅自転車等駐車場	暫定

1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

② 附置義務駐輪場の内容 (平成2年 静岡市自転車の駐車秩序に関する条例)

目的

静岡市では、公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより、良好な都市環境を保持し、安全で快適な市民生活の実現を図るため、自転車等の駐車需要を大量に発生させる一定規模以上の施設を新築または増築する場合、自転車等駐車場の設置を義務付ける「静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例」を制定しています。

指定区域

- ◆近隣商業地域
- ◆商業地域

適用条件

指定区域において、一定規模以上の小売店舗、金融機関、遊技場、専修学校などの施設を新築、建替えまたは増築する場合に適用されます。

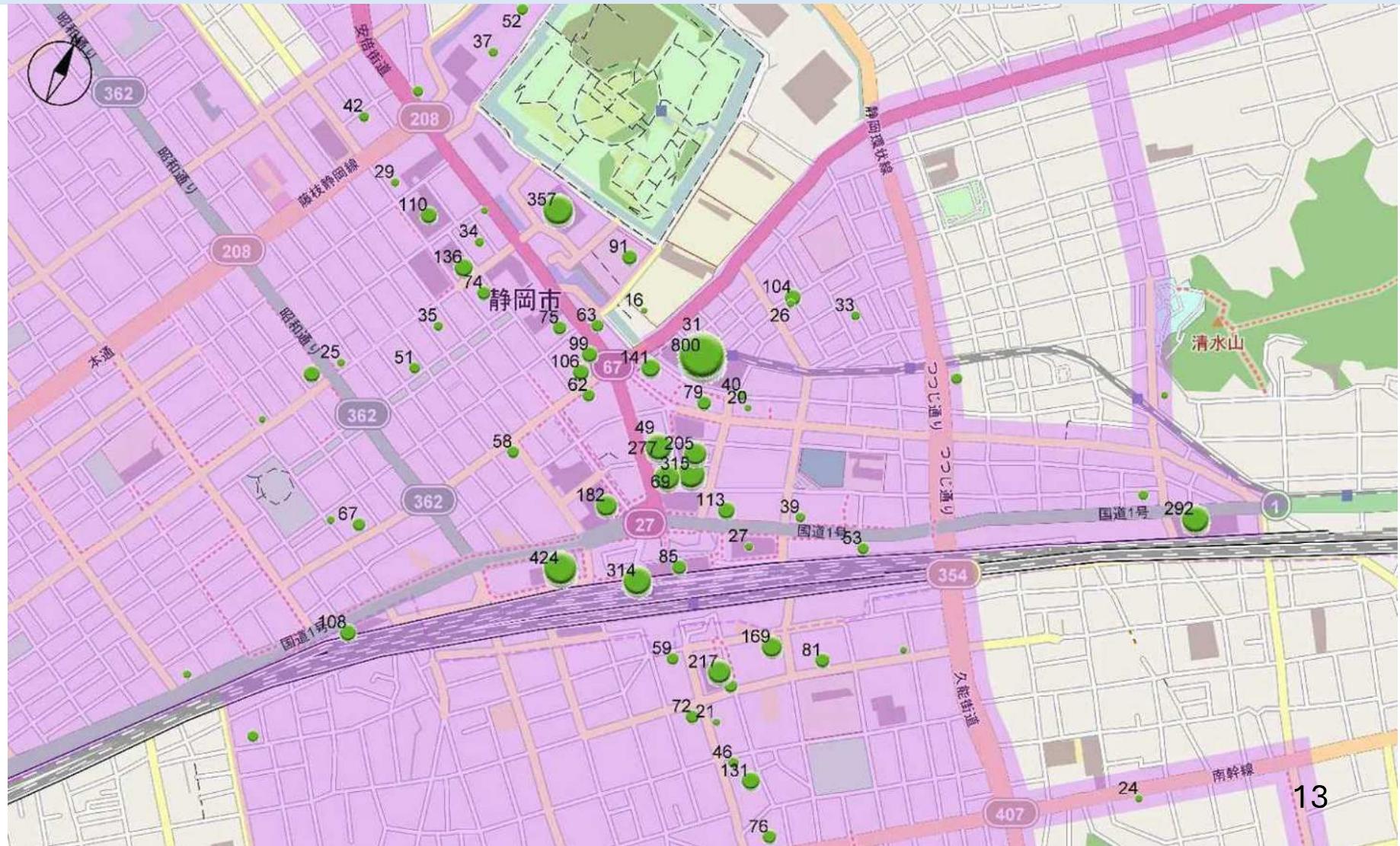
- ※ 既存の施設や施設の用途変更の場合には適用されません。
- ※ 条例施行後、新たに条例で定める附置義務の対象区域となった場合も、6か月の適用除外期間を設けています。

1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

② 附置義務駐車場配置状況（令和7年度現在：静岡中心市街地）

- 条例に基づき、8400台余りの附置義務駐輪場を設置
- 新静岡セノバ 800台 ⇒ 1086台 松坂屋北館 315台 ⇒ 317台

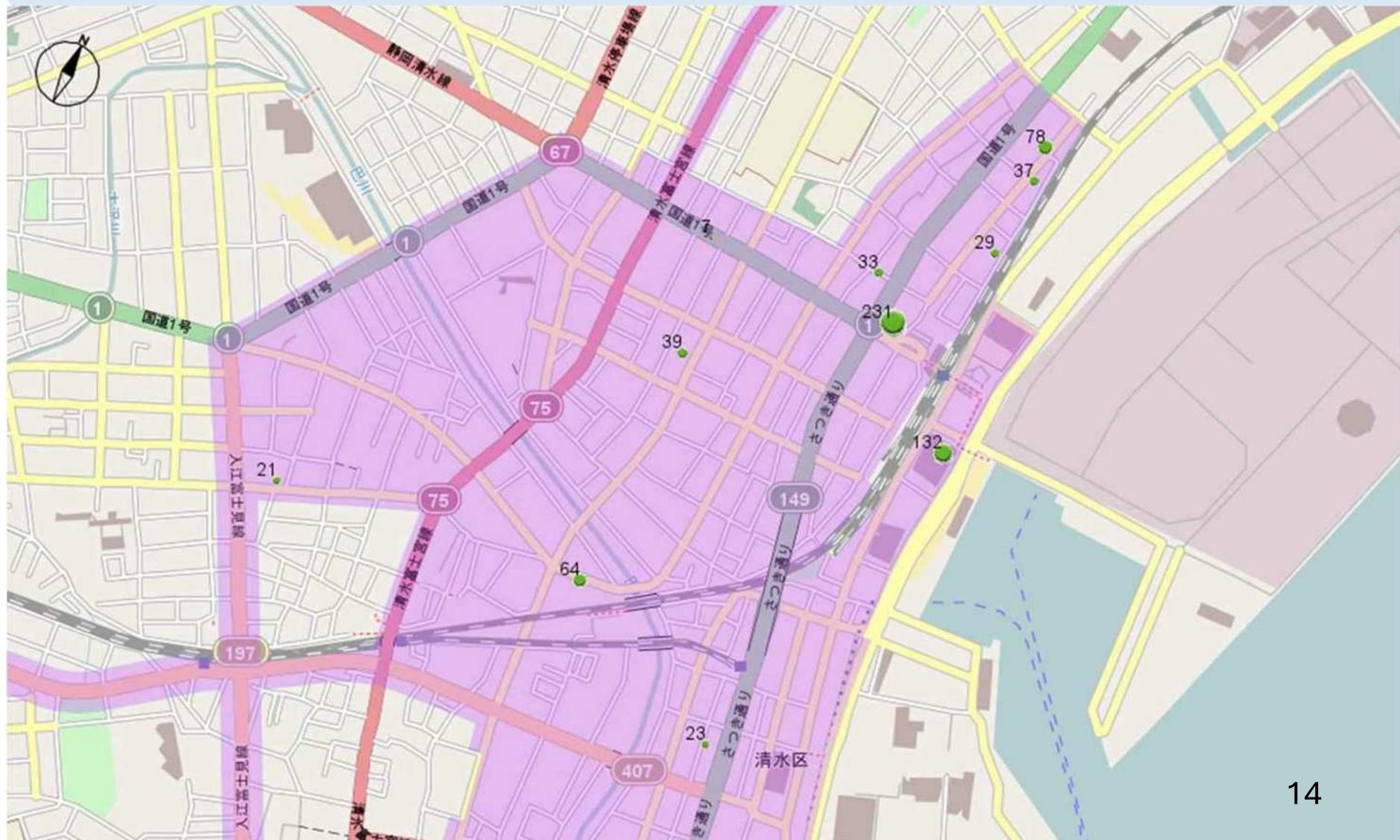


1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

② 附置義務駐車場配置状況（令和7年度現在：清水駅周辺）

- 条例に基づき、710台余りの附置義務駐輪場を設置
- えじりあ 399台



1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

③ 放置自転車指導業務 (平成2年 静岡市自転車の駐車秩序に関する条例)

第4章 自転車等の放置防止

- ・放置禁止区域及び放置規制区域の指定
- ・自転車等の放置の禁止
- ・放置されている自転車等の措置
- ・撤去した自転車等の措置



・放置禁止区域及び放置規制区域の指定

駐輪場整備状況や都市環境を勘案の上、放置禁止・規制区域を設定

市営駐輪場の周囲100m程度を禁止区域、禁止区域の周辺200m程度を規制区域として設定

・自転車等の放置の禁止

区域内で放置された自転車に対し、放置しないよう巡回指導を実施（シルバー人材センターへと委託）

・放置されている自転車等の措置

長時間放置されている自転車は警告後撤去を実施（撤去は静岡市環境公社へと委託）

規制区域では放置の確認後2時間以上経過した場合に撤去、禁止区域においては即時撤去

・撤去した自転車等の措置

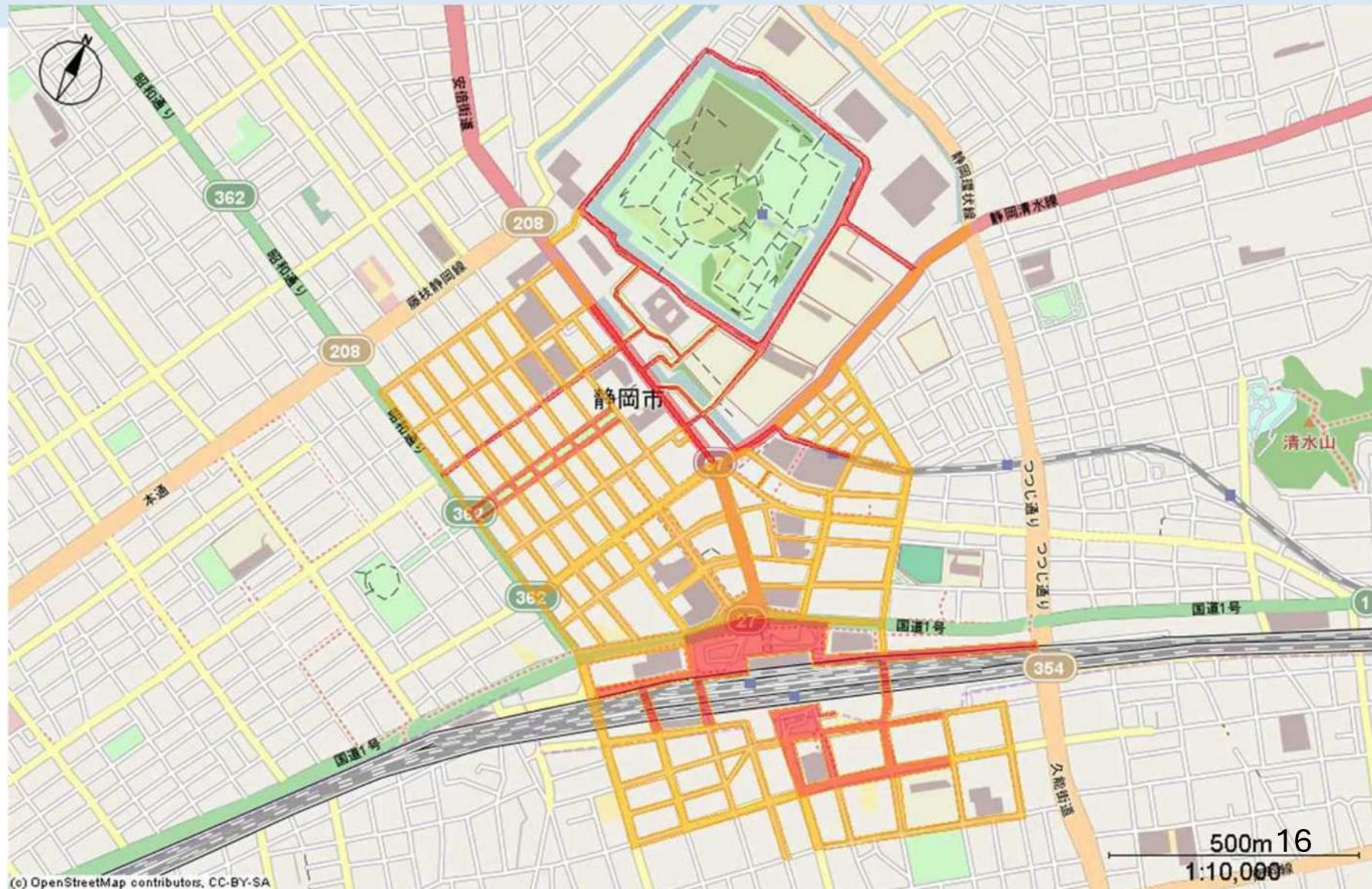
防犯登録照会、持ち主への通知、返還/撤去保管料の徴収、引取りの無い自転車の処分(売却等)

1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

○自転車等放置禁止／規制区域（静岡中心市街地）

平成2年4月1日 条例制定に伴い区域指定

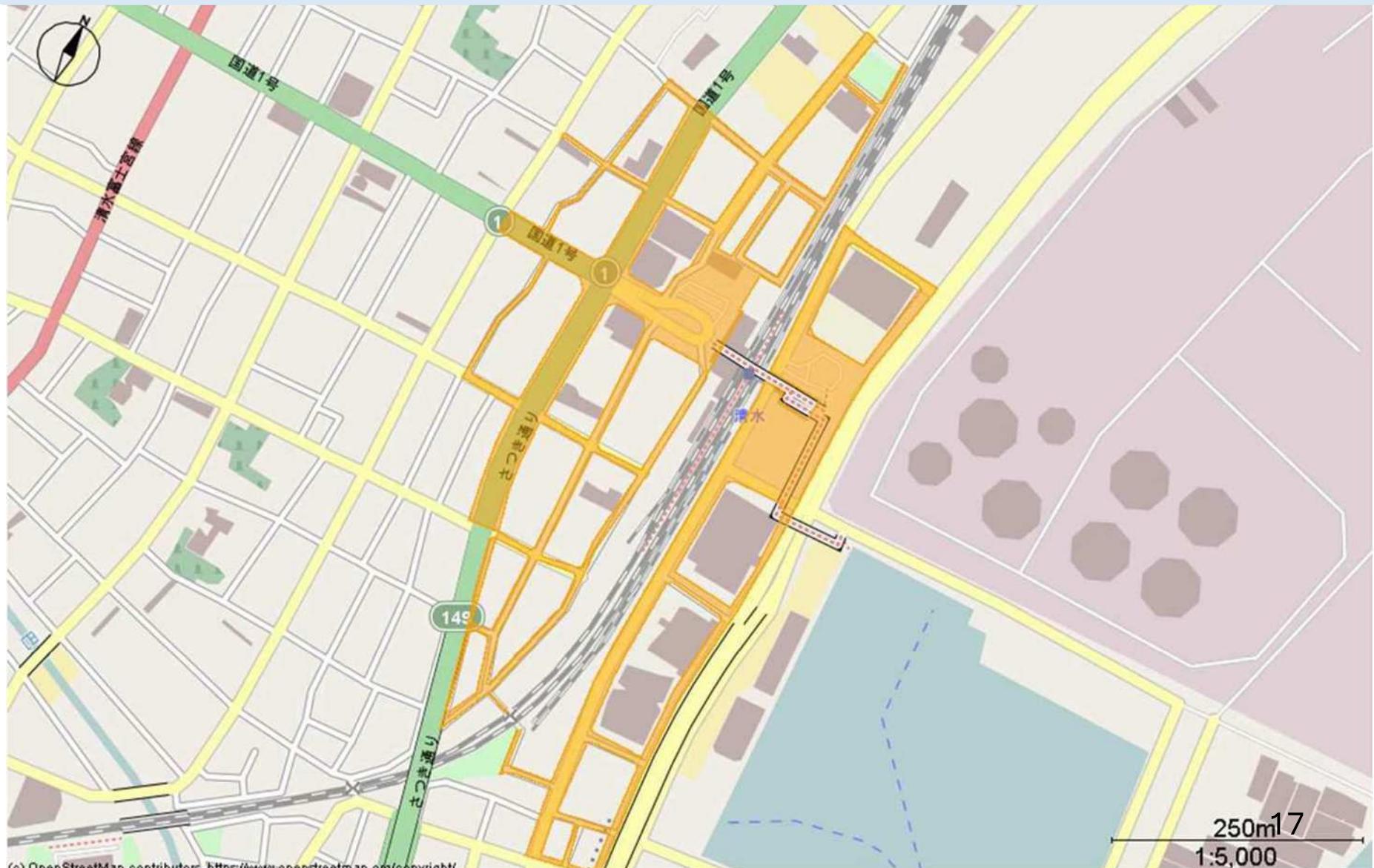


1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

○自転車等放置規制区域（清水駅周辺）

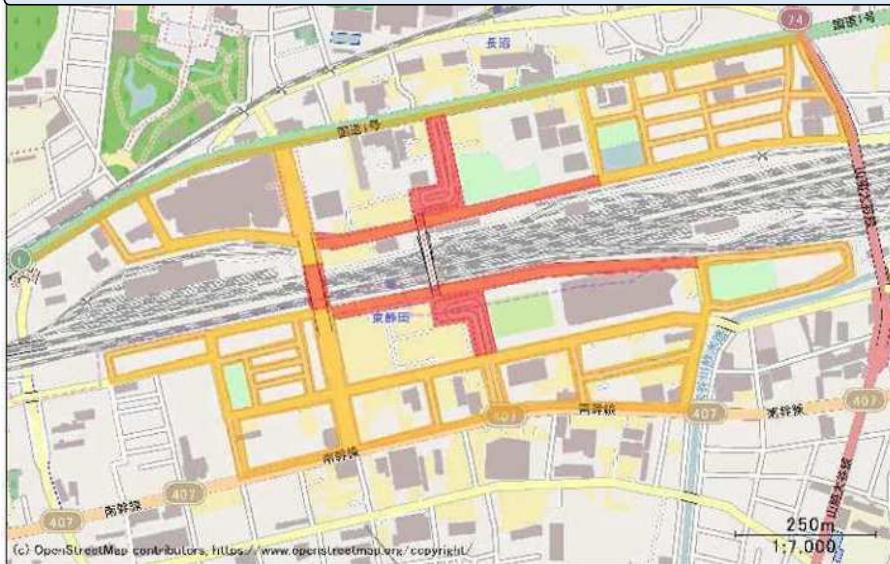
平成2年4月1日 条例制定に伴い区域指定



1. 放置自転車対策事業の現状

(3) 静岡市放置自転車対策の概要

○自転車等放置禁止／規制区域（東静岡駅周辺）



○自転車等放置規制区域（草薙駅周辺）



○自転車等放置規制区域（興津駅周辺）



○自転車等放置規制区域（由比駅周辺）

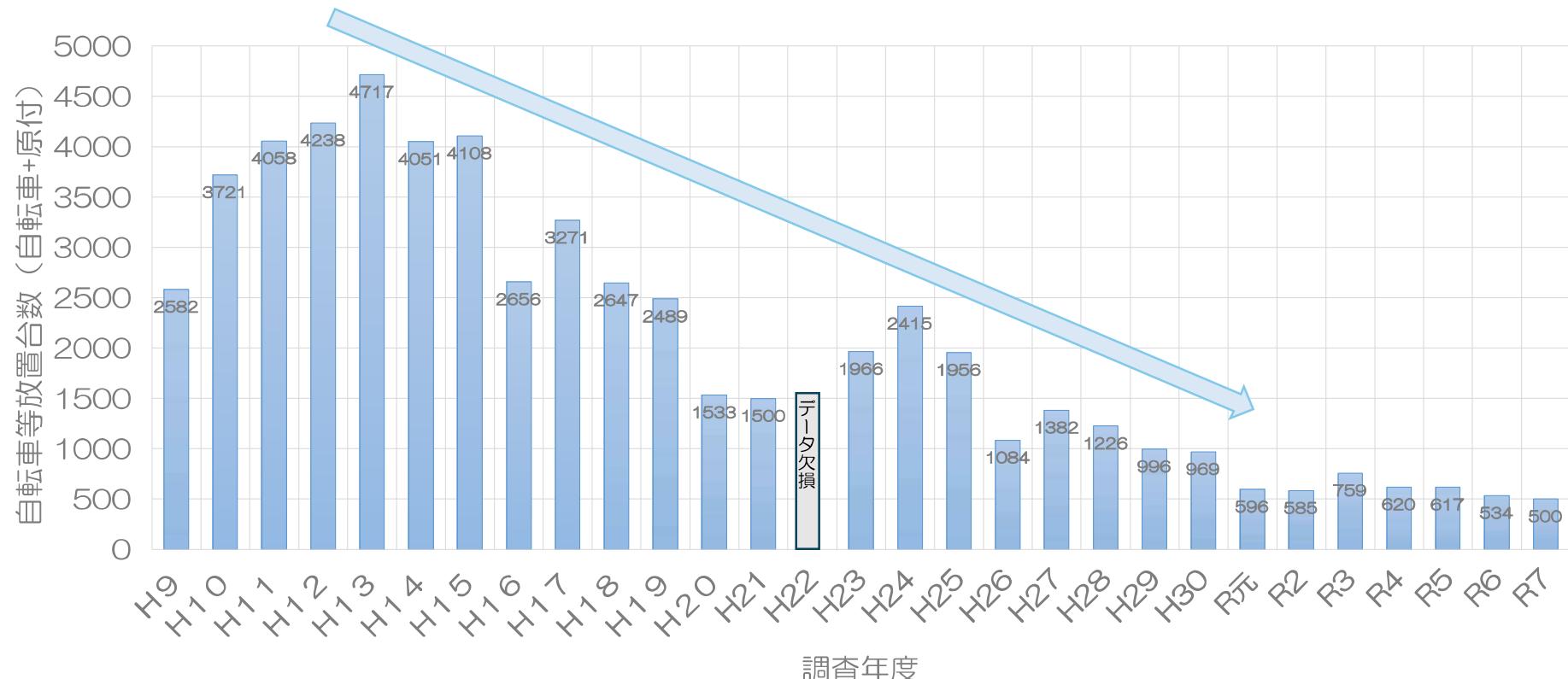


1. 放置自転車対策事業の現状

(4) 放置自転車台数の推移(静岡中心市街地)

○平成2年より、規制／禁止区域にある放置自転車に対し指導警告、撤去移送を実施。放置自転車対策が効果を上げ、静岡地区の放置自転車台数は年々減少

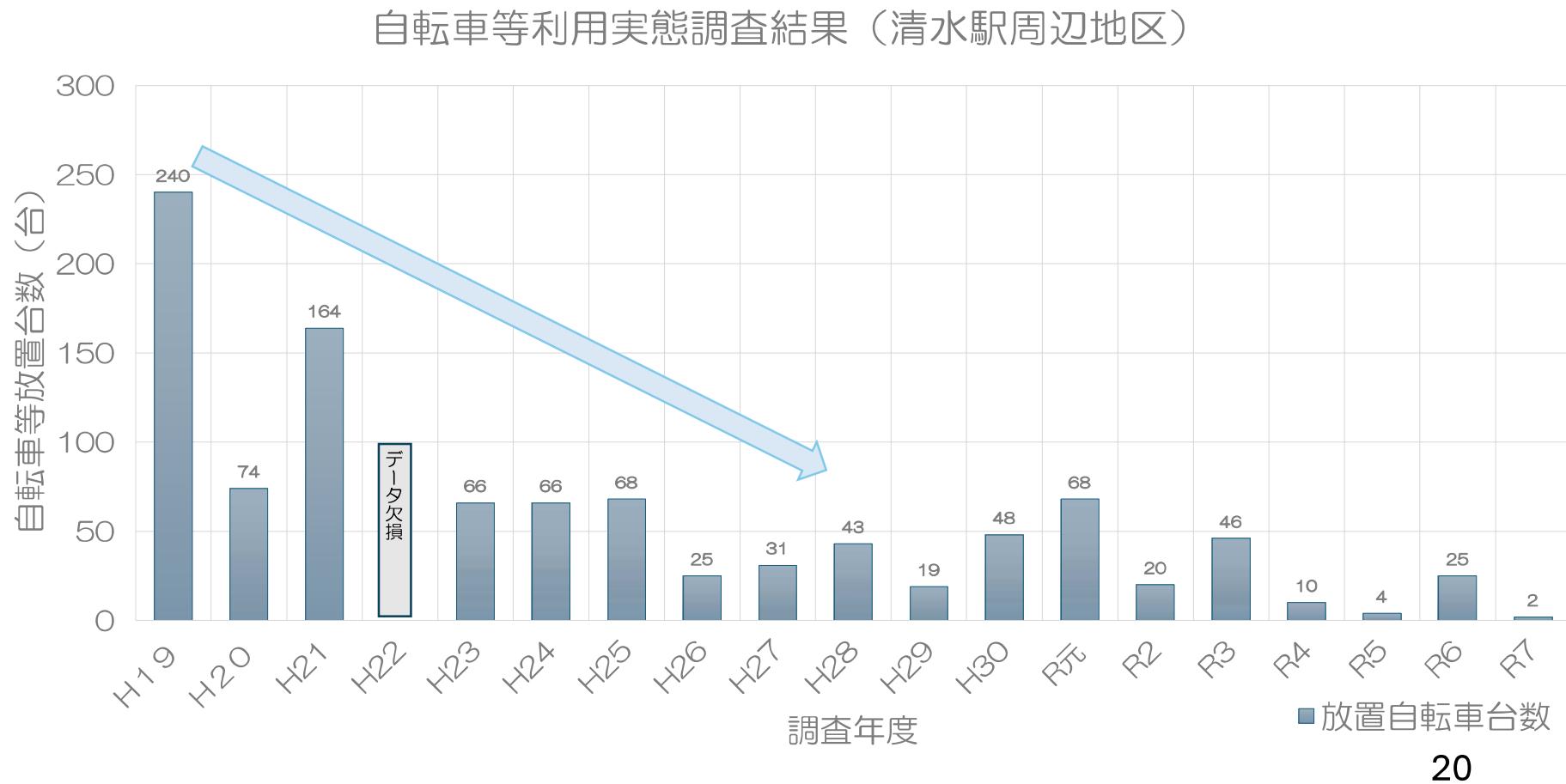
自転車等利用実態調査結果 (静岡地区中心市街地)



1. 放置自転車対策事業の現状

(5) 放置自転車台数の推移(清水駅周辺地区)

○旧清水市においては、規制区域を設定し放置自転車に対し指導警告、撤去移送を実施。放置自転車台数は年々減少



2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

(1) 放置自転車の場所の傾向(静岡中心市街地)

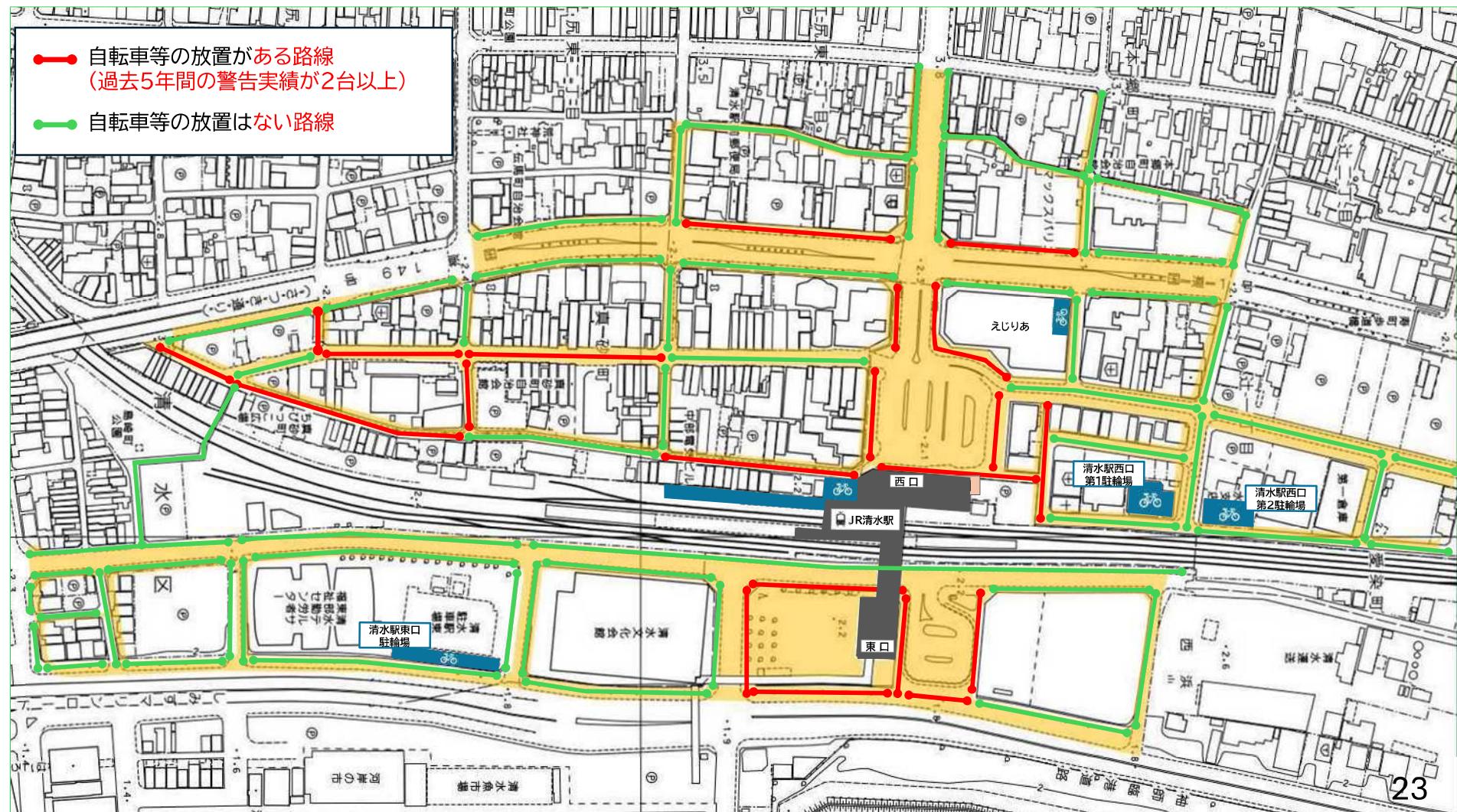
- 静岡地区中心市街地の禁止／規制区域内における直近5年間の放置自転車実態を見ると、放置自転車が見られない箇所が多数確認される
- 自転車を撤去する場所について、呉服町通り、両替町通り、アスティ西、けやきプラザ周辺へと集中。



2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

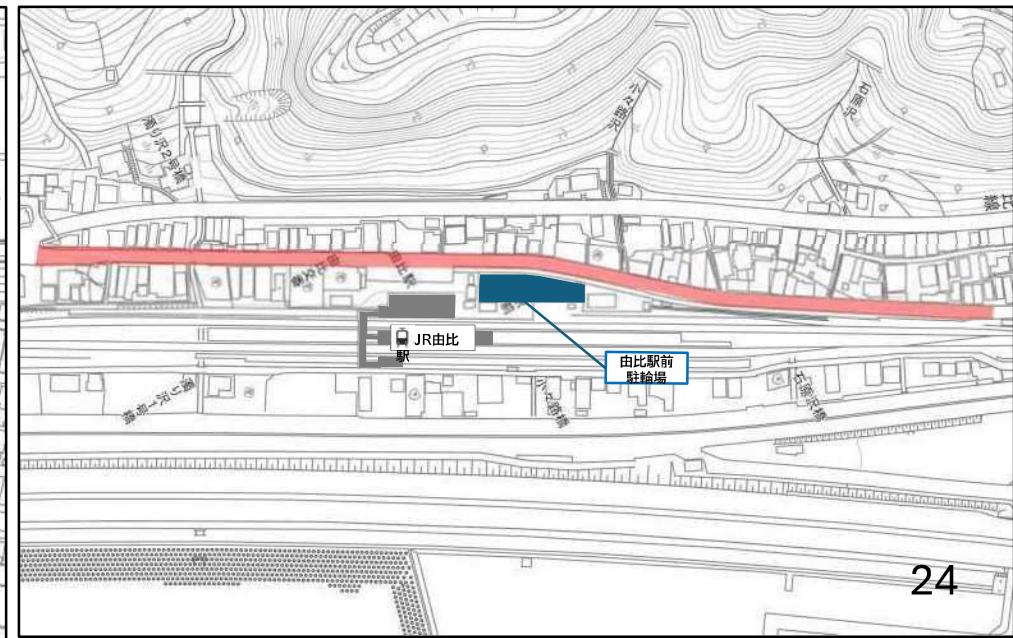
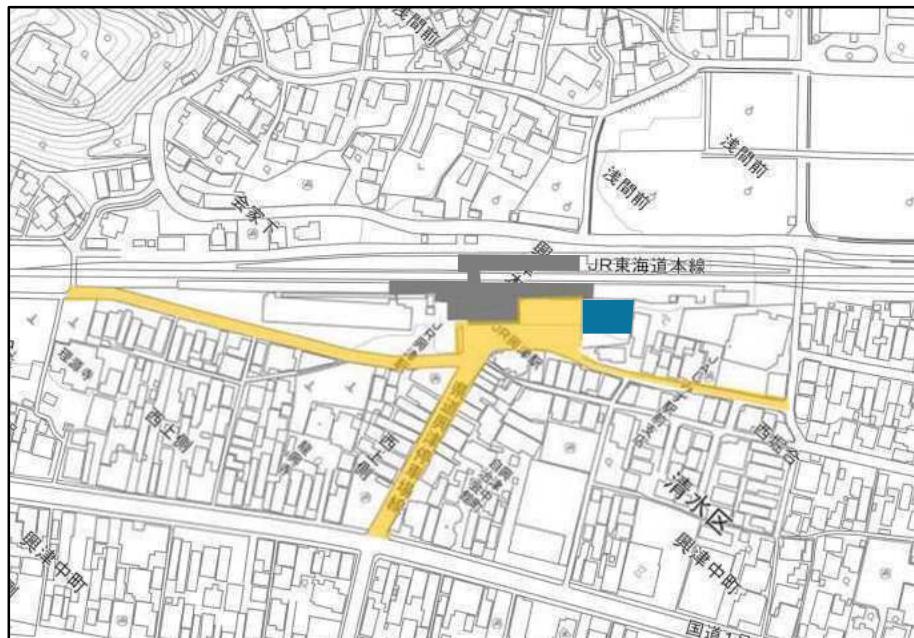
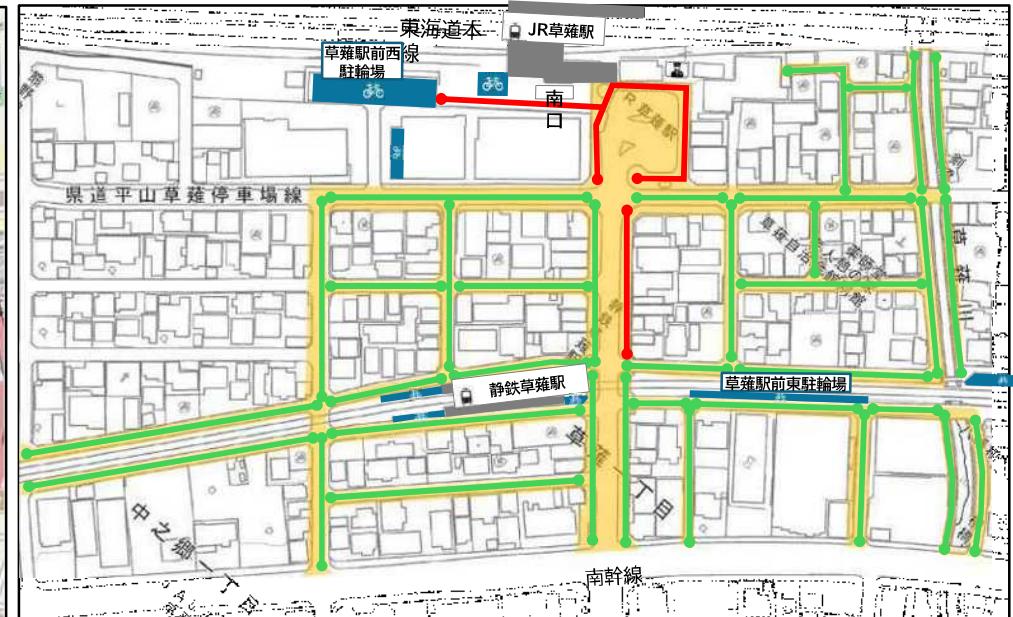
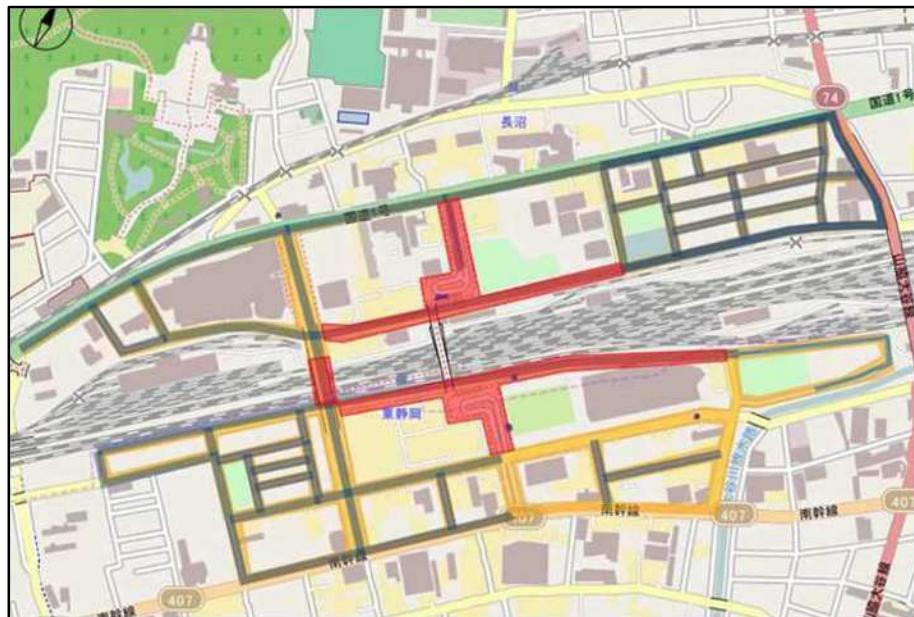
(4) 放置自転車の場所の傾向(清水駅周辺)

○清水地区中心市街地の規制区域内における直近5年間の放置自転車実態を見ると、清水駅南北のロータリや商店街、その周辺に限定されている



2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

(3) 放置自転車の場所の傾向(東静岡駅周辺・草薙駅周辺・興津駅周辺・由比駅周辺)



2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

(7) 今後の放置自転車対策について

現状のまとめ

- 【静岡中心市街地、清水中心市街地、草薙】 放置自転車は減少している。
- 【東静岡、興津、由比】 放置自転車は非常に少ない／確認されない状況となっており、巡回が不要な状況となっている。
- ただし、静岡中心市街地、清水中心市街地においては、ここ数年、放置自転車台数が下げ止まり傾向にあり、事業の効果が上がらない状況である。
- また、放置される箇所が限定的になっている。

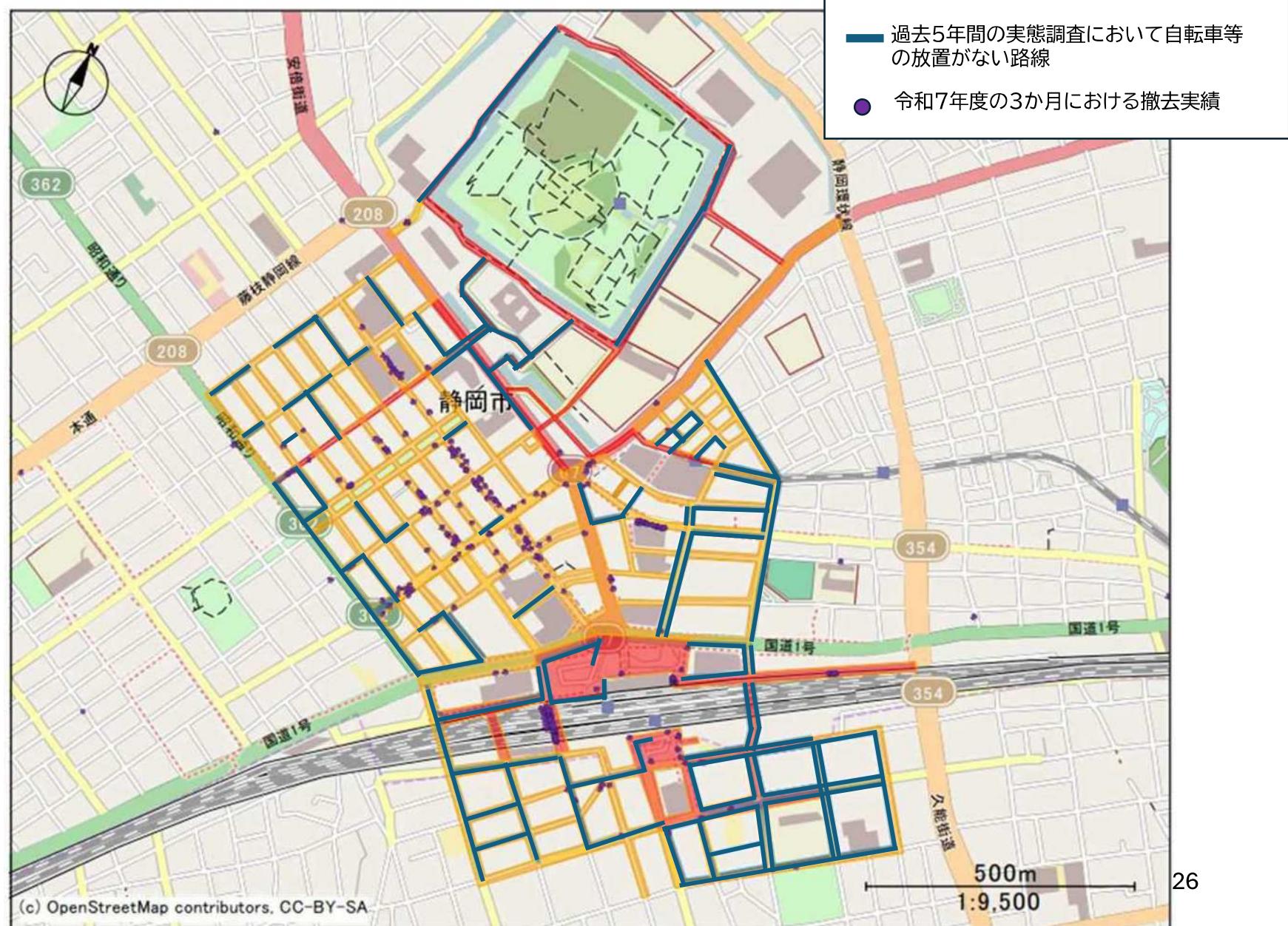


今後の取組

- 放置自転車の状況を考慮した指定区域の範囲の見直しや、指定区域によらない巡回範囲等を設定することにより事業効果の増進を図る必要がある。

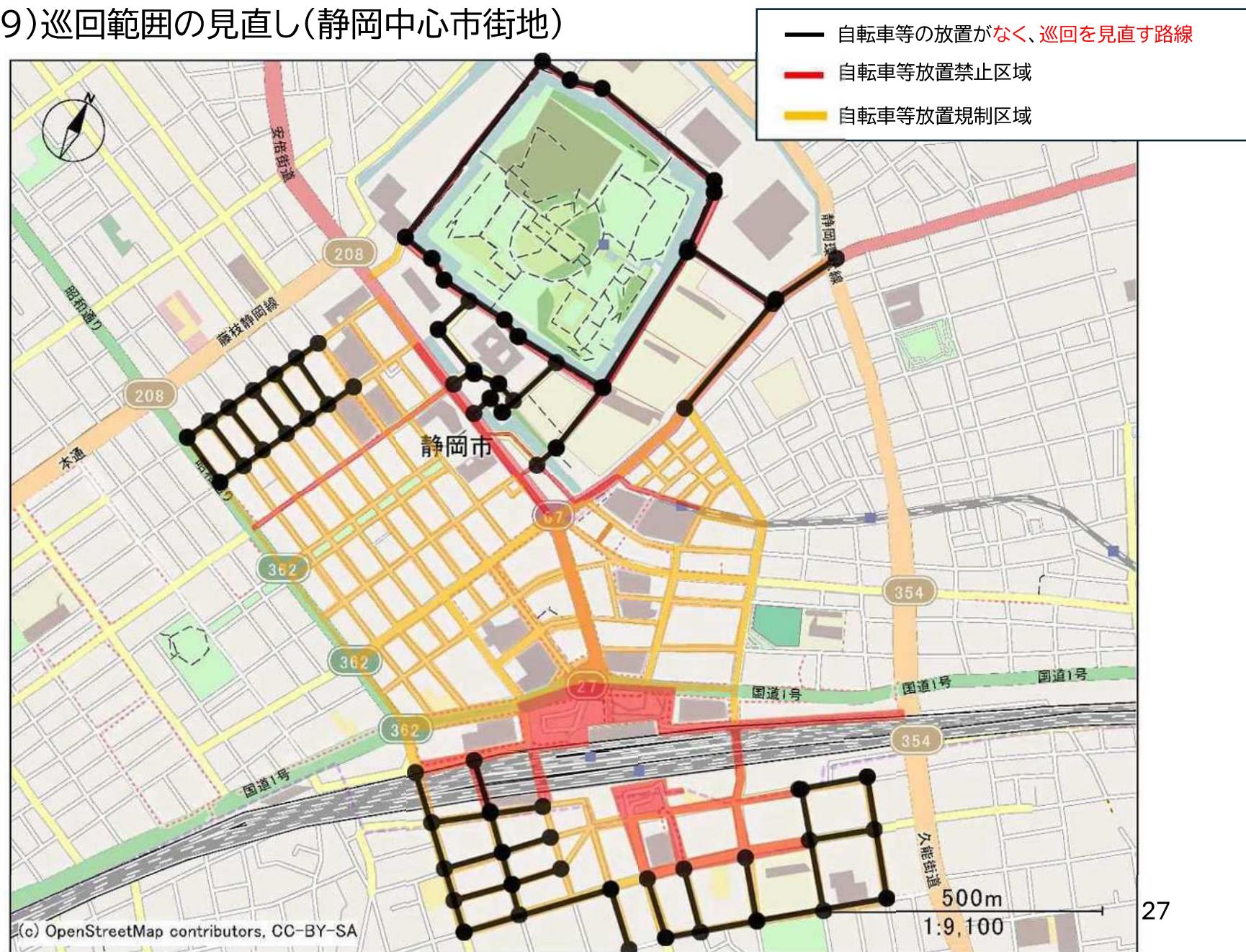
2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

(9) 巡回範囲の見直し(静岡中心市街地)



2. 放置自転車対策事業の今後の進め方について

(9) 巡回範囲の見直し(静岡中心市街地)



3. 草薙駅北口の自転車等放置規制区域への指定について

3. 草薙駅北口の自転車等放置規制区域への指定

○静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例 第19条3項の規定に基づき審議

(放置禁止区域及び放置規制区域の指定)

第19条 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が著しく阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる公共の場所を自転車等放置規制区域(以下「放置規制区域」という。)として指定することができる。

3 市長は、放置禁止区域又は放置規制区域(以下これらを「放置禁止区域等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くとともに、自転車等駐車場の整備状況及び都市環境における諸規制を勘案するものとする。

4 市長は、前3項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

草薙駅北口のまちづくり

JR草薙駅北口グランドデザイン(草薙駅周辺まちづくり検討協議会)



～学生と地域住民でにぎわう北口駅前～

【実現に向けた方向性】

①景観

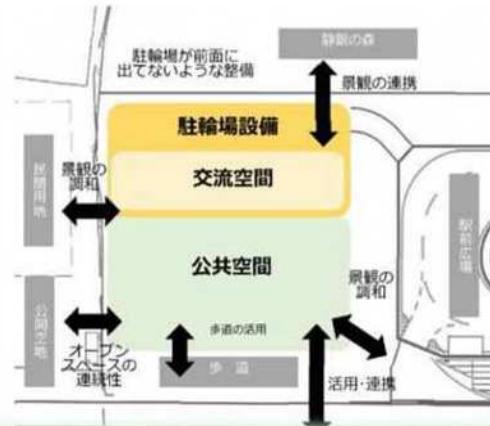
～周辺と調和したうるおいある景観～
⇒ 静岡の森、駅前広場の景観と調和する駐輪場と広場

②オープンスペース

～居心地の良いオープンな空間～
⇒ 駅前広場や歩行者空間と連続し、まちに開かれた広場

③交流空間

～学生と地域住民が交流できる空間～
⇒ 学生も親子も高齢者もみんなに使い勝手のよいカフェ、学び・交流の場



高架下空間活用の様子

芝生広場活用の様子



■駅前交流ゾーン

駅前交流ゾーンでは、文教地区にふきわいのある方にについて話し合い、具体的な施策メニューを検討した。

【ゾーン内の課題】

- ・学生や地域住民が気軽に立ち寄り交流できる広場空間が必要
- ・駐輪場は自立しないよう設置、カフェ等の併設が必要
- ・身近な生活を豊かにするサービスの充実
- ・静岡の森を活かした連続性のある緑みどりの形成が必要
- ・駅利用者や学生にとって安全な歩行者・自転車空間が必要

【ゾーンの方向性】

- ①気軽に集い交流できる場
～駐輪場と一緒にした居心地のよい広場、カフェ～
- ②キャンバスライフと暮らしを豊かにするサービス
～学生が集えるカフェ、飲食店、駐輪場、生活利便サービス～
- ③緑豊かでうるおいある空間
～静岡や駅前広場の緑、景観と調和した駐輪場と広場～
- ④安全・安心な歩行者空間
～ゆとりある歩道、安心して歩ける明るい歩道～

【ゾーンメニュー（案）】



【静岡市】草薙エリアのまちづくりの実践と展望



文化・教育・暮らしの草薙エリア

JR東海道線と静岡鉄道の2つの草薙駅が近接し、静岡・清水の中心市街地の中間でアクセス性が高く、本市の地域拠点を担う

南側：駅前商店街と丘陵地の閑静な住宅街、日本武尊伝説に由来する草薙神社、県立大学・県立美術館・県立中央図書館など文教機能が集約するエリア

北側：国道1号・国道1号BP沿線に広がる工業地帯、駅前には静岡銀行本部が位置し、JR草薙駅北口開設後、常葉大学が立地するなど土地利用転換の期待が高まるエリア



時代につながる選ばれる街
～草薙駅周辺に住む人、来る人、みんなが主役～
・緑につつまれながら 一緑と暮らす街
・知を創造する 一文教の街
・ほっとする 一安全・安心な街
・コミュニティを未来へ 一ぎわいのある街



草薙駅周辺まちづくりビジョン(2015.1)

まちの基盤作りから活用のフェーズへ

都市再生整備計画 第1期 2007-2011

2013 まちづくり検討会議 発足
2014 まちづくりビジョン策定

都市再生整備計画 第2期 2015-2019

2015 くさなぎ景観デザインブック策定
まちづくり組織研究会 発足
草薙駅南口再開発事業 竣工
静岡銀行本部棟 グランドオープン

まちの基盤が整ってきました



2016 北口グランドデザイン策定
一般社団法人 草薙カルテッド設立
JR草薙駅橋上駅舎・南北自由通路開通

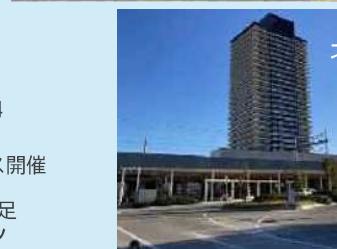


2018 南口グランドデザイン策定
都市再生推進法人の指定
北口駅前広場 完成
常葉大学草薙キャンパス 開校

2019 南口駅前広場 完成
都市利便増進協定 締結

都市再生整備計画 第3期 2020-2024

2020 KUSANAGIまちなかオープンテラス開催
2021 草薙商店街通りを検討する会 発足
コラボレーションベース「Takt」オープン



2022 草薙商店街通り整備方針 策定
北口駐輪場 オープン

2023 有度・草薙みらいビジョン 策定



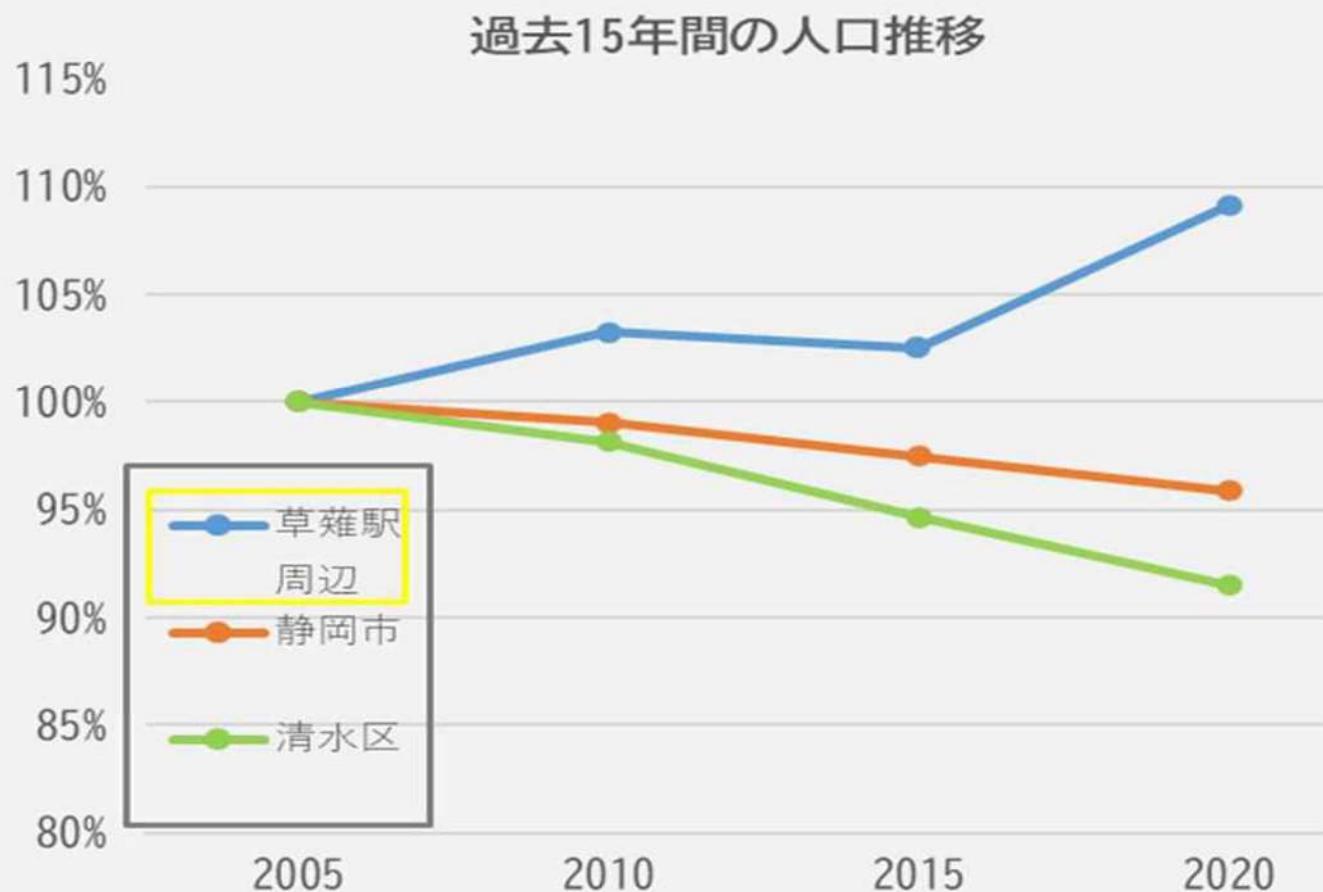
都市再生整備計画 第4期 2025-2029

公共空間等を活用した、地域主体による、
まちの魅力向上の活動へ

● エリア内居住人口が増加！

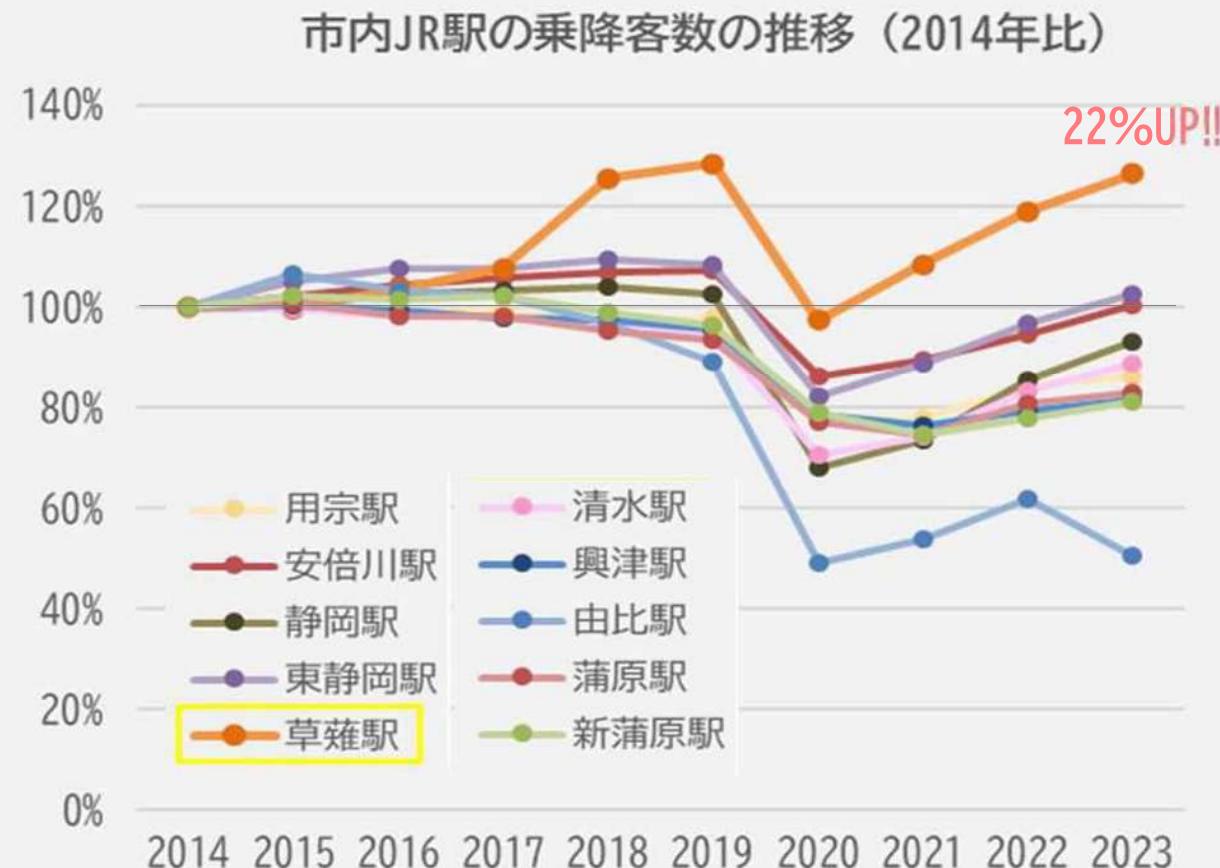
※ JR草薙駅800m圏内の居住人口

人口減少が進む静岡市の中で草薙駅周辺では15年前と比較し、エリア内の居住人口※が9.1%増加している。



●鉄道の利用客も増加

JR東海道線の市内10駅で10年前から乗降客数が増加しているのは草薙駅のみ。乗降客数は市内で第2位。



草薙の魅力を産学官民でつくる「一般社団法人 草薙カルテッド」

草薙駅周辺及び有度地区のまちづくりをマネジメントし、地域コミュニティーを形成する、人・企業・団体をつなぐ存在として、設立された団体。

★ 活動目的

「まちづくりビジョン」の実現を目指し、まちづくりの担い手として、持続的・効果的にエリアを管理し、住民・商業者・来街者等に価値あるサービスを提供する

★ 団体名の由来

地域の特性である“文化(Culture)”と“教育(Educate)”を組合せ、『産・学・官・民』の4者が連携することと、音楽の四重奏「カルテット」の意味から命名

活動特色

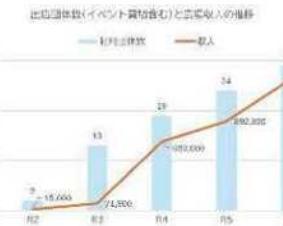
商店会と自治会との共同代表で、安定した合意形成を行う。広告事業、広場の収益事業など収益源の多様化で活動資金を確保し、まちへ還元している。



広場活用事例

令和2年から草薙駅北口・南口広場の活用をスタート。
当初こそ出店・イベント数が伸びなかつたが、徐々に場が認知され、出店団体数と広場収入は増加傾向にある。
多様な主体に活動の拠点として利用され、地域内の交流を生み出している。

活動の分類	出店団体数(イベント開催数)と広場収入の推移
① 商業・にぎわい型	
② 文化芸能型	
③ 生生・若者チャレンジ型	
④ 地域・自治会連携型	
⑤ 企業・福利厚生・PR型	
⑥ 社会・福祉連携型	



有度/草薙みらいビジョン

令和6年3月に有度/草薙みらいビジョンを策定。「すべてが心躍るまち」を掲げ、5つの方針、実現するための16のアクションアイデアを示した。

文化や福祉など、草薙エリアならではのテーマをみんなの力で具現化していく。



今後の展望

自律分散型・プロジェクト制への体制へ
多様な地域人財が育ち・活躍するため
草薙カルテッドは「地域の人事部」へ。
多彩なプロジェクトが生まれる草薙へ。

草薙駅周辺から地域全体へ
これまで駅周辺で取り組んできた活動を
有度地区全体に広げる次のステージへ。

まちに開かれた公共空間を核に賑わいを創り出す

みらいビジョンで示すまちの将来像実現に向け、街路や遊休地等の公共空間を最大限活用し、駅前周辺を居心地の良い人中心のエリアへと転換する。令和7年度からは「まちなかウォーカブル推進事業」を活用して事業を展開していく。

南口メインストリートの道路空間再編



150mに渡り商店が立ち並び、草薙地区の賑わいの核となる通り。
JR草薙駅から静岡鉄道草薙駅、その先の県立大学・美術館に繋がり、多くの住民・来街者が行き来する。



整備イメージ

横断図



新幹線高架下空間の活用

もともと工業地帯である北口は活動場所が少なく、新幹線高架下は貴重な空間。
空間の使い方から運営のスキームまで、産学官民でトライアルしながらデザインや活用方法を探っていく。
駅南側が中心であったまちが北側に賑わいを広げるための重要な拠点となる。

高架下空間：延長130m×奥行10m



民間投資が活発に

草薙駅南口、パチンコ店が閉店し、長らく空き店舗だった建物がリノベーションされ、サウナ・カフェとして生まれ変わった。



まちに活気が生まれてきたことが、地元企業の新たな業種へのチャレンジを後押ししている。

サウナ利用者以外も利用できる飲食スペースでは、様々なイベントが開催されるなど、地域の新たな交流拠点を担う。



トークイベント

令和2年から草薙駅北口・南口広場の活用をスタート。
当初こそ出店・イベント数が伸びなかつたが、徐々に場が認知され、出店団体数と広場収入は
増加傾向にある。
多様な主体に活動の拠点として利用され、地域内の交流を生み出している。

活動の分類
① 商業・にぎわい型
② 文化発信型
③ 学生・若者チャレンジ型
④ 地域・自治会連携型
⑤ 企業・福利厚生・PR型
⑥ 社会・防災連携型



北口における今後のまちづくり

○広場と高架下の一体的な空間活用

第1弾 NEW TANOSHII!!! 草薙



～地域企業 住民 行政が一体となって取組む～



【課題】

- ・北口広場と新幹線高架下を一体的に活用し
人を中心のまちづくりを進めていくために

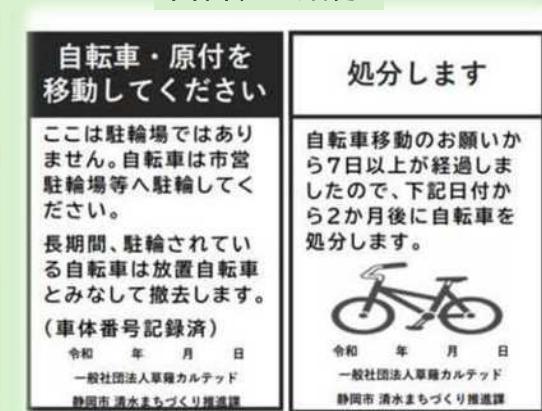
⇒放置自転車が人の通行や活動の支障となっている



【取組】

- 放置自転車の取締り

JR東海、草薙カルテッドと協力して、放置自転車対策を実施



○行動変容を促す取組

駐輪禁止場所であることの明示



駐輪に対する社会的阻害の表記



～停めてはいけない場所の明示～

- ・みんな停めているからいいんだという認識の改善
- ・駐輪禁止エリアであることの明確化

～社会性の観点からアプローチ～

- ・点字ブロック上への駐輪警告として、迷惑行為であることの自覚への訴求

【結果】

放置駐輪車数は93台→8台に削減
(約3か月半)

取締まり、場所の明示が
有効な手段

- 一方で、7日間では取締まれない自転車が一定数ある
- 7日間連続の取締が必要であり職員への負担が大きい



7日間とは、『静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則』における規制区域外の撤去までの相当な期間。区域指定した場合は、この相当期間は2時間となる。

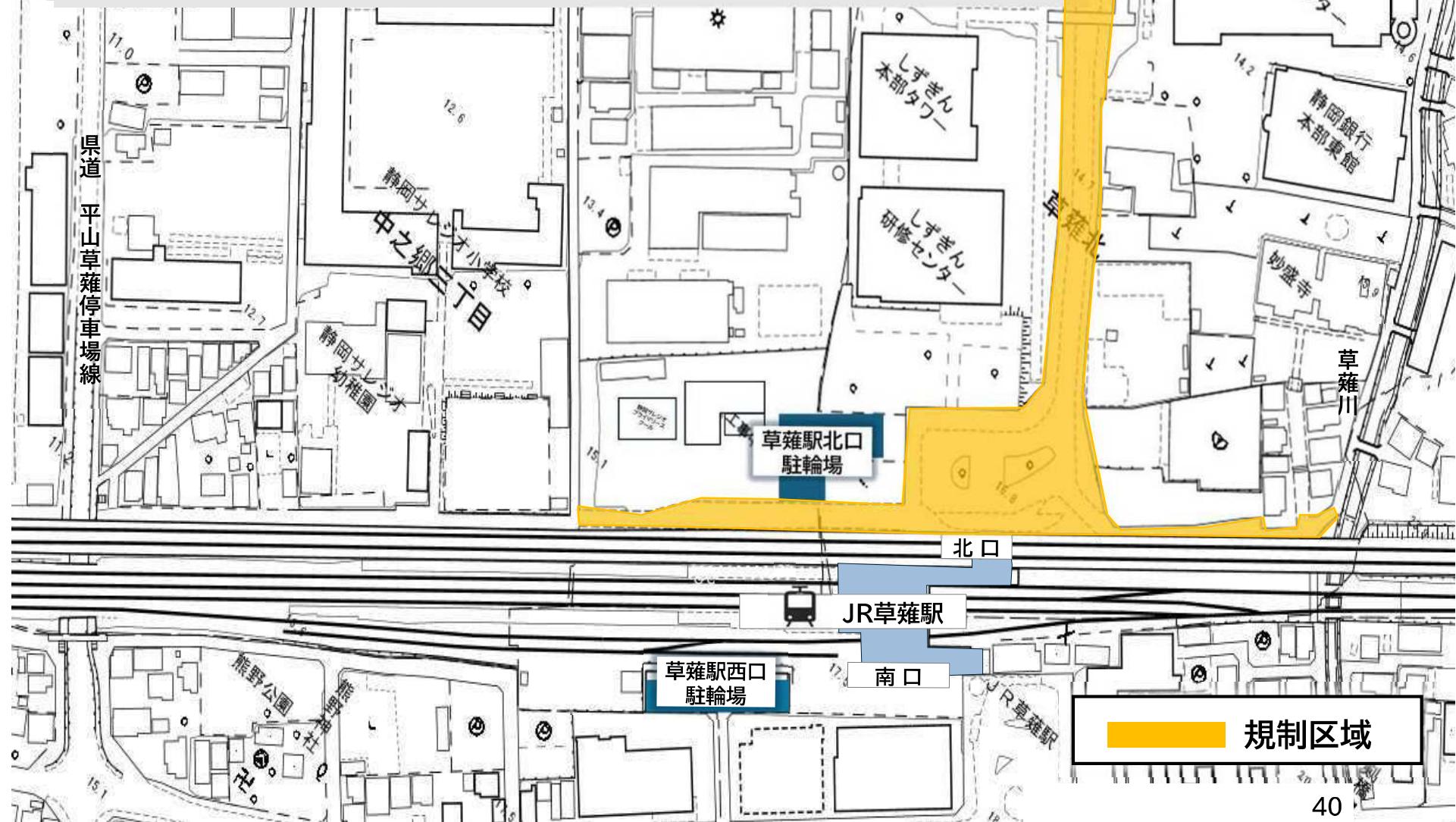
負担軽減と更なる推進のためには、区域指定をして即時性、効率性を図る必要がある

草薙駅北口周辺 自転車等放置規制区域(案)

国道1号

【協議】

草薙駅北口エリアを新たに自転車等放置規制区域に追加する



【今後のスケジュール】

内容	1月			2月			3月	
	10	20	31	10	20	28	10	20
指定手続き			☆1/22 交通政策協議会					
			☆1/30 規制区域指定告示					
駅周辺での周知	掲示板			製作・手続				
		●	-----	-----	●			
				3月中旬 設置完了☆				
	路面シート			製作・手続				
		●	-----	-----	●			
				3月末 設置完了☆				
周辺団体への周知	チラシ作成							
		●	●					
	放置者							
		●	-----	-----	●			
	・自治会 ・常葉大学 ・静岡県立大学 ・静岡サレジオ							
静岡市 ホームページ への公表				個別施設説明の実施				
		●	-----	-----	●			
							☆3/1 ホームページ公表	

自転車等放置規制区域 規制開始
令和8年4月1日